



みなみっ子

32号

令和8年6月26日(金)

南城市立大里南小学校

文責 校長 與儀 毅

学校教育目標

自立

協働

創造

「こどもまんなか」：子どもの権利条約、こども基本法について

「子どもの権利条約」や「こども基本法」と聞くと、少し難しく感じるかもしれませんが、これらが目指しているのは「子どもをひとりの人間として尊重し、みんなで幸せに育てていこう」という、とても温かいルールです。保護者（親や養育者）として、日々の生活の中でどのように関わっていけばよいのか、大切なポイントを分かりやすく整理しました。

1 押さえておきたい「2つの柱」の基本

まず、それぞれの法律や条約が何を大切にしているのかを知ると、関わり方のヒントが見えてきます。

子どもの権利条約（世界共通のルール）：「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」の4つの権利を守ることを約束しています。

こども基本法（日本の法律）：子どもの「意見を表明する機会」や「社会的活動への参加」を大切に、子どもの利益を第一に考える（こどもまんなか）社会をつくるための法律です。

2 保護者の関わり方：3つの大切なポイント

これらの法律や条約の精神を家庭で実践するための、具体的なポイントです。

①「子どもの一人の人間としての意見」を聴く（参加・意見表明の尊重）：いちばん大切なのは、大人の意見を押し付けるのではなく、子どもの声を聴くことです。

家庭での工夫：進路や習い事、あるいは「週末どこに行くか」「部屋の模様替えをどうするか」といった身近なことまで、「あなたはと思う？」と意見を求めてみてください。

ポイント：たとえ大人から見て「それは無理だよ」と思う意見であっても、まずは「そう思ったんだね」と受け止めることが、子どもの自己肯定感を育みます。

②「子どもの最善の利益」をいっしょに考える：こども基本法でも強くうたわれているのが、子どもにとって何が一番幸せかを考えることです。

家庭での工夫：ついつい「親が困らないように」「世間体がいいから」という基準で動いてしまいがちですが、主役は子どもです。「この子にとって、本当にいま必要なことは何か」を立ち止まって考えます。

ポイント：「親の言う通りにしなさい」ではなく、「あなたにとって何がベストか、いっしょに考えよう」というスタンスが信頼関係をつくれます。

③過保護・過干渉にならず、安全な「守り手」になる

子どもには、虐待や危険から「守られる権利」がありますが、同時に一歩ずつ自立していく「育つ権利」もあります。

家庭での工夫：失敗させないように先回りしてすべてを決めてしまう（過干渉）のは、子どもの育つチャンスを奪うことにも繋がります。失敗しても安全に帰ってこられる「安全基地」として、後ろから見守る姿勢が大切です。

迷ったときの合言葉：「こどもまんなか」「子どもを子ども扱いしすぎず、ひとりの大人に近い存在としてリスペクトする」

日々の忙しい子育ての中で、綺麗事ばかりではいけない瞬間もたくさんあると思います。そんなときは、「もし自分がこの子の立場だったら、どんな風に声をかけてほしいかな？」と、子どもの視点に立ってみるのはどうでしょうか？

「こどもまんなか」でいこう！ 家庭で実践する子どもの権利ガイド

「子どもの権利」は難しいものではなく、「子どもをひとりの人間として尊重する」という温かいルールです。
世界共通の条約と日本の法律（こども基本法）が大切にしている視点を、家庭での具体的な関わり方に落とし込んで解説します。

押さえておきたい「2つの柱」



家庭での関わり方：3つのポイント

